

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-228156

(P2005-228156A)

(43) 公開日 平成17年8月25日(2005.8.25)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 232  
 G06F 17/60 234S  
 G06F 17/60 406  
 G06F 17/60 414

テーマコード(参考)

審査請求有 請求項の数 10 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2004-37361(P2004-37361)  
 (22) 出願日 平成16年2月13日(2004.2.13)

(71) 出願人 598049322  
 株式会社東京三菱銀行  
 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号  
 (74) 代理人 110000176  
 一色国際特許業務法人  
 (72) 発明者 別筒 正  
 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 株  
 式会社東京三菱銀行内  
 (72) 発明者 梅崎 富雄  
 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 株  
 式会社東京三菱銀行内

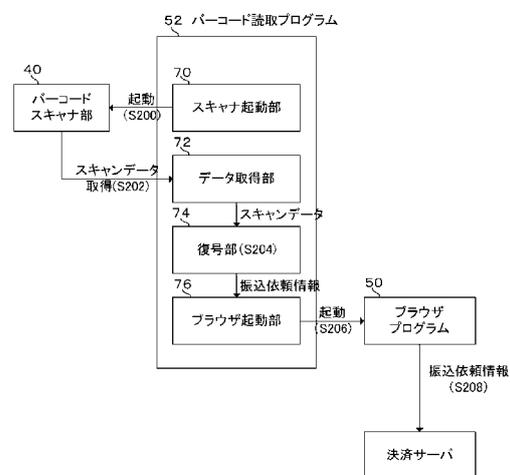
(54) 【発明の名称】 決済方法、決済用端末、請求書、コンピュータプログラム、記録媒体

(57) 【要約】

【課題】 ネットワーク取引以外の決済においても、支払人が情報処理端末を用いて請求人への支払いを簡便に行えるようにする。

【解決手段】 支払人の携帯電話機30において、請求書に表示された、請求人識別情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報がコード化されたコードパターンを読み取り、そのコードパターンから振込依頼情報を復号し、決済サーバ10へ接続して前記復号した振込依頼情報を送信する。決済サーバ10は、支払人の本人認証を行い、振込依頼情報に基づいて、前記本人認証により特定された支払人の口座から振込先口座への振込処理を実行する。

【選択図】 図6



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

支払人から請求人への支払いを行なうための決済方法であって、  
支払人の情報処理端末が、  
振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取り、  
前記読み取ったコードパターンから、前記振込依頼情報を復号し、  
前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して、当該決済サーバへ前記復号した振込依頼情報を送信し、  
前記決済サーバが、  
前記支払人の本人認証を行い、  
前記振込依頼情報に基づいて、前記本人認証により識別される支払人の口座から振込先口座への振込処理を実行する、  
ことを特徴とする決済方法。

10

**【請求項 2】**

前記振込先特定情報は、請求人を識別するための請求人識別情報であり、  
前記決済サーバは、前記請求人識別情報に基づいて振込先口座を特定することを特徴とする請求項 1 記載の決済方法。

**【請求項 3】**

前記コードパターンは、濃淡 2 つの色の何れかで夫々表示される複数のセルを 2 次元的に配置して構成された 2 次元コードであることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の決済方法。

20

**【請求項 4】**

前記情報処理端末は、携帯電話機や P D A 等の携帯端末であることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のうち何れか 1 項記載の決済方法。

**【請求項 5】**

前記振込依頼情報は、当該支払いに係わる取引を識別するための取引識別情報を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のうち何れか 1 項記載の決済方法。

**【請求項 6】**

前記コードパターンは、請求人が発行する請求書またはカタログに表示されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のうち何れか 1 項記載の決済方法。

30

**【請求項 7】**

ネットワーク接続手段と、コードパターンをスキャンするコードスキャナ手段とを有するコンピュータに、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを前記画像読取手段により読み取らせるステップと、

前記コードスキャナ手段によりスキャンされたコードパターンから、前記振込依頼情報を復号するステップと、

前記ネットワーク接続手段により、前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して前記復号した振込依頼情報を送信させるステップと、を実行させるプログラム。

40

**【請求項 8】**

請求項 7 記載のプログラムを記録した記録媒体。

**【請求項 9】**

支払人が請求人への支払いを行なうための決済用端末であって、  
振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取る手段と、

前記読み取ったコードパターンから前記振込依頼情報を復号する手段と、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して、当該決済サーバへ前記復号した振込依頼情報を送信する手段と、を備えるこ

50

とを特徴とする決済用端末。

【請求項 10】

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンが表示された請求書やカタログ等の印刷物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、携帯型情報端末その他の情報処理端末を利用して支払人から請求人への支払いを行うための決済方法、決済用端末、その決済方法で用いられる請求書に関する。

10

【背景技術】

【0002】

近年、インターネット等のネットワーク上での商取引が広く普及しており、それに伴って、ネットワーク上での取引決済の仕組みも各種提案されている。例えば、本出願人による特許文献 1 に記載されたシステムでは、電子ショッピングサイト等の商取引サイトの画面に、金融機関が管理する決済装置の接続先情報（URL など）を含めておき、この接続先情報が選択されると、利用者端末の接続先が決済装置に切り替わると共に、振込先情報と決済金額とを含む振込依頼情報が当該決済装置へ引き渡されるようにしている。かかるシステムによれば、利用者は商取引サイトからシームレスに決済装置へ移行して代金の振込依頼を行えるので、利用者にとって利便性の高い決済手段を提供できる。

20

【0003】

また、例えば特許文献 2 に開示されるように、ネット取引の決済を、携帯端末を利用してコンビニエンスストア等で簡便に行えるようにしたシステムも知られている。この特許文献 2 に開示される決済システムでは、ネット取引が行われた場合に、決済サーバは、決済サーバ ID、決済管理番号、利用者 ID を含む決済情報をバーコード情報に変換し、このバーコード情報を携帯端末へ送信する。携帯端末では受信したバーコード情報が画面上に表示され、利用者はこのバーコード情報を店舗等の POS レジスタに接続されたバーコードリーダで読み取らせる。こうしてバーコードリーダで読み取られたバーコードから決済情報がデコードされ、この決済情報に含まれる決済管理番号及び利用者 ID が、決済サーバ ID で特定される決済サーバへ送信される。これに応じて、該当する決済情報が決済サーバから POS レジスタに送信され、この決済情報に基づいて決済処理が行われる。

30

【特許文献 1】特開 2001 - 351024 号公報

【特許文献 2】特開 2001 - 5883 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

上述のように、ネットワーク上での取引の決済を簡便に行うための仕組みは種々提案され、実用化されているものもある。しかし、現在でも、通信販売などのネットワーク取引以外の決済を行う場合は、支払人は、銀行の窓口や ATM へ赴いたり、あるいは、ネットバンキングサービスを利用するなどして、請求人の口座への振込依頼の手続きを行わねばならず、面倒である。

40

【0005】

本発明は上記の点に鑑みてなされたものであり、ネットワーク以外で行われた取引の決済においても、支払人が情報処理端末を用いて請求人への支払いを簡便に行えるようにすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記の目的を達成するため、本発明は、支払人から請求人への支払いを行なうための決済方法であって、

支払人の情報処理端末が、

50

請求人により発行された請求書に表示された、振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取り、

前記読み取ったコードパターンから、前記振込依頼情報を復号し、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して、当該決済サーバへ前記復号した振込依頼情報を送信し、

前記決済サーバが、

前記支払人の本人認証を行い、

前記振込依頼情報に基づいて、前記本人認証により識別される支払人の口座から振込先口座への振込処理を実行する、ことを特徴とする。

10

【0007】

本発明によれば、支払人が請求書に表示されたコードパターンを情報処理端末で読み取ることにより、振込依頼情報が決済サーバへ送信されて請求人への振込処理が行われる。したがって、支払人は、振込先情報や振込金額を入力することなく、簡便に、振込依頼をすることができる。

【0008】

また、本発明において、前記振込先特定情報は、請求人を識別するための請求人識別情報であり、前記決済サーバは、前記請求人識別情報に基づいて振込先口座を特定することとしてもよい。

【0009】

また、前記コードパターンは、濃淡2つの色の何れかで夫々表示される複数のセルを2次元的に配置して構成された2次元コードであることとしてもよい。また、前記情報処理端末は、携帯電話機やPDA等の携帯端末であってもよい。

20

【0010】

また、前記振込依頼情報は、当該支払いに係わる取引を識別するための取引識別情報を含むこととしてもよい。このようにすれば、支払を受けた請求人側において、該当する取引を特定して消し込みを簡単に行えるようになる。

【0011】

また、前記コードパターンは、請求人が発行する請求書またはカタログに表示されていることとしてもよい。

30

【0012】

また、本発明のコンピュータプログラムは、ネットワーク接続手段と、コードパターンをスキャンするコードスキャナ手段とを有するコンピュータに、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを前記画像読取手段により読み取らせるステップと、

前記コードスキャナ手段によりスキャンされたコードパターンから、前記振込依頼情報を復号するステップと、

前記ネットワーク接続手段により、前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して前記復号した振込依頼情報を送信させるステップと、を実行させる。

40

【0013】

また、本発明に係る支払人が請求人への支払いを行なうための決済用端末は、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取る手段と、

前記読み取ったコードパターンから前記振込依頼情報を復号する手段と、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で接続して、当該決済サーバへ前記復号した振込依頼情報を送信する手段と、を備えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0014】

50

本発明によれば、ネットワーク取引以外の決済においても、支払人が情報処理端末を用いて請求人への支払いを簡便に行うことが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

図1は、本発明の一実施形態におけるネットワーク全体構成図である。同図において、決済サーバ10は金融機関Aが管理するサーバであり、また、商取引サーバ12は、電子商店等の商取引サイトBを提供するサーバである。決済サーバ10は、金融機関Aの社内ネットワークを介して、金融機関Aにおける口座管理を行うホストコンピュータ16に接続されている。

【0016】

決済サーバ10及び商取引サーバ12はインターネット18等の公衆ネットワークに接続されており、利用者は、利用者端末20から、商取引サーバ12が提供する商取引サイトBへアクセスして商品購入等の取引を行った場合に、その取引画面から決済サーバ10へ直接移行して、取引の決済を簡便に行えるようになっている。なお、利用者端末20は、適宜なプロバイダを介してインターネット18に接続されたパーソナルコンピュータであってもよいし、あるいは、移動体通信網22に設けられたゲートウェイサーバ24を介してインターネット18に接続された携帯電話機やPDA等の携帯端末であってもよい。また、上記サーバ10, 12は、夫々、複数のサーバコンピュータから構成されていてもよいし、あるいは、単一のサーバコンピュータにより構成されていてもよい。

【0017】

図1に示すように、金融機関Aには、利用者データベース26および請求人データベース28が設けられており、何れも、決済サーバ10からアクセス可能とされている。利用者データベース26には、金融機関Aとの間でインターネットバンキングの契約を結んだ各利用者について、契約者番号、パスワード、氏名、住所、電話番号、取引口座情報(店番、口座科目、口座番号)、口座名義人名等が記録されている。また、請求人データベース28には、該当する金融機関との間で、本実施形態のシステムを利用した決済を行う旨の契約を結んだ各事業者(請求人)について、請求人識別番号、入金先口座情報(銀行コード、店番、口座科目、口座番号)、口座名義人名等が記録されている。なお、請求人としては、各商取引サイトの運営事業者のほか、後述するように本実施形態のシステムを利用して請求書に基づく決済を行なう事業者がある。

【0018】

上述のように、決済サーバ10は、利用者が利用者端末20から商取引サーバ12が提供する商取引サイトBへアクセスして商品購入等の取引を行った場合に、その取引画面から決済サーバ10へ直接移行して、取引の決済を簡便に行えるようにする機能を提供するものであるが、本実施形態では、このような決済サーバ10の機能を利用して、ネットワーク以外で行われた取引の決済も、利用者端末20から行えるようにしている。

【0019】

ここでは、先ず、図2を参照して、商取引サイトBで取引を行った場合に、決済サーバ10へ移行して決済を行う場合の処理について説明する。

【0020】

図2は、図1に示すシステムにおいて、ある利用者Xが商取引サイトBにて取引(商品やサービス等の購入)を行ってから、代金決済のための振込依頼を行うまでの処理の流れを表す図である。なお、利用者Xは金融機関Aに口座を有しており、金融機関Aとの間でインターネットバンキングの契約を結んでいるものとする。先ず、利用者Xが利用者端末20において商取引サイトBのURLが指定されることにより、利用者端末20から商取引サーバ12へのアクセスが行われる(S100)。これに応じて、商取引サーバ12から利用者端末20へ商品・サービスの閲覧や購入等を行うための各種取引画面が送信される(S102)。これら取引画面にて商品購入操作が行われると(S104)、商取引サーバ12から利用者端末20へ、購入商品名および購入金額を含む取引内容や、決済サーバ10を利用した決済を選択するための決済選択ボタンを含んだ支払い画面が送信される

10

20

30

40

50

( S 1 0 6 )。決済選択ボタンには、決済サーバ10のURLがリンクされており、利用者端末20にてこの決済選択ボタンがクリックされると、利用者端末20から決済サーバ10へのアクセスが行われると共に、決済サーバ10へ請求人識別番号、取引識別番号、決済金額、契約者番号等を含む振込依頼情報が引き渡される( S 1 0 8 )。

【 0 0 2 1 】

具体的には、支払い画面の上記決済選択ボタンは、例えば図3に示すようなHTML文で記述されている。ただし、site\_id、d\_id、price、user\_idは、夫々、請求人識別番号、取引識別番号、決済金額、契約者番号を表す変数である。したがって、上記の決済選択ボタンがクリックされると、利用者端末20から次のHTTPリクエストが送出され、これにより、利用者端末20から決済サーバ10へアクセスが行われると共に、決済サーバ10へ振込依頼情報(つまり、請求人識別番号site\_id、取引識別番号d\_id、決済金額price、契約者番号user\_id)が引き渡されることになる。

10

【 0 0 2 2 】

"https://(決済サーバURL)/?site\_id=003&d\_id=123456&price=31500&user\_id=54321"

(ただし、請求人識別番号site\_id=003、決済金額price=31,500、取引識別番号d\_id=123456、契約者番号user\_id=54321であるものとしている。)

【 0 0 2 3 】

利用者端末20からのアクセスを受けた決済サーバ10は、契約者番号およびパスワードの入力欄を含んだユーザ認証画面を当該利用者端末20へ送信する( S 1 1 0 )。利用者端末20にてこのユーザ認証画面に契約者番号およびパスワードが入力されて「OK」ボタンがクリックされると、入力された契約者番号およびパスワードが決済サーバ10へ送信される( S 1 1 2 )。

20

【 0 0 2 4 】

決済サーバ10は、送信されてきた契約者番号およびパスワードと、利用者データベース26に記録された契約者番号およびパスワードとを照合し、両者が合致していれば、本人確認ができたことになる。この場合、決済サーバ10から利用者端末20へ、当該利用者について利用者データベース26に登録された引落口座が一覧表示された口座選択画面が送信される( S 1 1 4 )。この口座選択画面で何れかの引落口座が選択されて「OK」ボタンがクリックされると、何れの口座が選択されたかを表す情報が決済サーバ10へ送信される( S 1 1 6 )。なお、引落口座が1つしか登録されていない場合には、口座選択画面の送信を省略することとしてもよいし、あるいは、利用者に引落口座を確認させる意味で、引落口座情報を表示した画面を利用者端末20に送信することとしてもよい。

30

【 0 0 2 5 】

引落口座が選択されると、決済サーバ10は、依頼人入力画面を利用者端末20へ送信する( S 1 1 8 )。この依頼人入力画面には、上記のように選択された引落口座(取引店名、口座科目、口座番号)と、同口座の預金残高が表示され、また、依頼人名および電話番号の入力欄が設けられている。なお、決済サーバ10は、選択された引落口座の預金残高をホストコンピュータ16から取得して該当欄に表示させ、また、利用者データベース26を参照して契約者番号に該当する利用者氏名および電話番号を取得し、それらを各入力欄にデフォルト値として表示させる。利用者は、引落口座および残高を確認し、必要に応じて依頼人名・電話番号を修正したうえで、「OK」ボタンをクリックする。これに応じて、修正後の振込人名および電話番号が決済サーバ10へ送信される( S 1 2 0 )。

40

【 0 0 2 6 】

こうして振込人等の入力が終わると、決済サーバ10は、振込内容確認画面を利用者端末20へ送信する( S 1 2 2 )。この振込内容確認画面には、引落口座、口座残高、依頼人名、電話番号、入金先口座、代金決済金額、代金決済手数料、引落合計金額等が表示される。このうち入金先口座は、請求人識別番号に基づき請求人データベース28を参照して取得されて該当欄に表示される。この振込内容確認画面にて「実行」ボタンがクリックされると( S 1 2 4 )、決済サーバ10はホストコンピュータ16に対して振込実行の指

50

示を出し（S126）、ホストコンピュータ16が振込処理を実行する。なお、振込先口座が引落口座と同じ金融機関にある場合は、振込処理は当該金融機関内で完結することになり、一方、振込先口座が他行にある場合は、ホストコンピュータ16から全銀システムへ振込依頼信号が送出されることになる。なお、振込依頼信号には取引識別番号が含まれるようになっており、振込先口座への振込が行われると、入金情報の一部として取引識別番号が提供される。これにより、請求人は、どの取引について入金があったかの消し込みを簡便に行なうことができる。

#### 【0027】

上述のように、決済サーバ10は、本来、ネット取引の決済を行う機能を提供するものであるが、本実施形態のシステムは、このような決済サーバ10により、紙ベースの請求書に基づいて行われる取引一般の決済を、携帯電話機を利用して簡便に行えるようにしたものである。以下、本実施形態において携帯電話機を利用して請求書に基づいて振込処理を行う場合の処理を説明する。

10

#### 【0028】

図4は、本実施形態において、請求書に基づく振込処理を行うための携帯電話機30のハードウェア構成を示す図である。

#### 【0029】

図4に示すように、携帯電話機30は、CPU32、メモリ34、ディスプレイ部36、キー入力部38、バーコードスキャナ部40、ネットワーク通信部42を備えている。メモリ34には、ブラウザプログラム50及びバーコード読取プログラム52が格納されている。ブラウザプログラム50は、指定されたURLへネットワーク通信部42によりアクセスし、アクセス先のサイトから送られてきた画面データをディスプレイ部36に表示させる標準的なブラウザプログラムである。また、バーコード読取プログラム52は、後述するように2次元バーコードをバーコードスキャナ部40で読み取って、その2次元バーコードにエンコードされている振込依頼情報をデコードし、ブラウザプログラム50に引き渡す。

20

#### 【0030】

以下、あるユーザXがある企業Yとの間で商品購入等の取引を行い、この企業（すなわち請求人）Yから発行された請求書により上記の携帯電話機30を利用して振込処理を行う場合の処理の概要を示す図である。手順について説明する。なお、以下の説明では、ユーザXは金融機関Aに口座を有しているものとする。

30

#### 【0031】

図5は、請求人Yから発行された請求書60の一例を示す図である。図5に示すように、請求書60には、請求人名、宛先（支払人）名、取引識別番号、請求金額等の通常の請求書の記載のほか、2次元バーコード62が表示されている。2次元バーコード62は、例えばQRコードなどのコードであり、請求人識別番号、取引識別番号、及び、振込金額を含む振込依頼情報がコード化されている。この2次元バーコード62は請求書60に直接印刷してもよいし、シールに印刷したものを請求書60に貼り付けてもよい。また、2次元バーコード62をカタログ等に表示して、請求書を発行しなくても2次元バーコード62による振込を行えるようにしてもよい。

40

#### 【0032】

ユーザXは携帯電話機30にてバーコード読取プログラム52を起動し、携帯電話機30のバーコードスキャナ部40で2次元バーコード62を読み取る。これにより、以下に述べるように、携帯電話機30から金融機関Aの決済サーバ10へのアクセスが自動的に行われて振込依頼が行われる。

#### 【0033】

図6は、携帯電話機30のCPU32がバーコード読取プログラム52を実行することにより実現される各機能部を処理の流れと共に示す図である。

#### 【0034】

図6に示す如く、まず、スキャナ起動部70によりバーコードスキャナ部40が起動さ

50

れる(S200)。この状態で、2次元バーコード62のスキヤンが行われると、データ取得部72により2次元バーコードのスキヤンデータが取得される(S202)。そして、復号部74により、このスキヤンデータから、2次元バーコード62に符号化されていた振込依頼情報(すなわち、請求人識別番号、取引識別番号、及び、振込金額)が復号される(S204)。次に、ブラウザ起動部76によりブラウザプログラム50が起動され、(S206)復号した振込依頼情報がブラウザプログラム50に引き渡される。ブラウザプログラム50は、決済サーバ10へアクセスして、上記振込依頼情報を決済サーバ10へ送信する(S208)。より具体的には、図3に示すようなHTML文で記述された決済選択ボタンがクリックされた場合と同様に、アクセス先のURLの後に各振込依頼情報がパラメータとして付帯した上記HTTPリクエストをインターネットへ送出する。したがって、決済サーバ10には、決済選択ボタンがクリックされた場合と同じフォーマットで振込依頼情報が送信されてくることになる。

10

#### 【0035】

上記図2を参照して説明したように、決済サーバ10は、決済選択ボタンがクリックされることにより利用者端末から送信されてきた振込依頼情報に含まれる請求人識別番号に基づいて、振込先口座を特定し、この特定した振込先口座へ、ユーザ認証により特定した支払人の口座から振込金額分の資金を振り込む。したがって、携帯電話機30から決済サーバ10へ、決済選択ボタンがクリックされた場合と同じフォーマットで振込依頼情報が送信されてくると、図2のS108~126と同様にして振込依頼情報に基づく振込処理が実行される。

20

#### 【0036】

このように、本実施形態によれば、支払人は携帯電話機30でバーコード読取プログラム52を起動して、請求書に表示された2次元バーコード62をスキヤンするという簡単な操作を行うだけで、請求人口座への振込依頼処理を行うことが可能となる。すなわち、従前のように、金融機関へ赴いて請求書に記載された振込口座への振込を依頼したり、ネットバンキングサイトにアクセスして、振込依頼の入力操作を行うなどの面倒な手続きを取ることなく、振込依頼を行うことができ、利便性が極めて向上する。

#### 【0037】

また、上述の通り、携帯電話機30で読み取られて復号された振込依頼情報は、商取引サイトで決済選択ボタンがクリックされることにより送信される振込依頼情報と同じフォーマットで決済サーバ10へ送信される。したがって、本発明に係る決済サービスは、図2に示す既存のネット取引決済サービスを提供する決済サーバ10には何ら変更を加えることなく、デジタルカメラ付きの携帯電話機にバーコード読取プログラム52を実装するだけで実現することができる。

30

#### 【0038】

なお、上記実施形態では、携帯電話機30を利用して請求書に基づく決済を行なうものとしたが、携帯電話機に限らず、PDAなどの携帯型情報端末を用いてもよい。さらに、携帯型情報端末に限らず、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ端末を用いることも可能である。要するに、バーコードを読み取るための読取部(デジタルカメラやスキャナ等)と、インターネット接続機能を有する情報処理端末であればよい。

40

#### 【0039】

なお、上記実施形態では、2次元バーコード62に符号化する振込依頼情報のうち、振込先を特定するための情報として請求人識別番号を用い、決済サーバ10にて、その請求人識別番号に基づいて、請求人データベース28を参照して、振込先口座を特定するものとした。しかしながら、本発明はこれに限らず、振込先の口座情報を直接、2次元バーコード62に符号化してもよい。また、上記実施形態では、決済サーバ10は本人認証により識別した支払人の口座を、利用者データベース26を参照して振込元口座として特定するものとしたが、本発明はこれに限らず、2次元バーコード62に契約者番号を符号化することとしてもよい。

#### 【0040】

50

また、上記実施形態では、本発明のコードパターンとして例えばQRコードを用いるものとしたが、本発明はこれに限らず、QRコード以外の2次元バーコードを用いてもよいし、必要な情報をエンコードできるだけの容量があれば1次元バーコードを用いてもよい。

【図面の簡単な説明】

【0041】

【図1】本発明の一実施形態におけるネットワーク全体構成図である。

【図2】本実施形態のシステムを構成する決済サーバを用いて、利用者が商取引サイトにて取引（商品やサービス等の購入）を行ってから、代金決済のための振込依頼を行うまでの処理の流れを表す図である。

10

【図3】商取引サイトでの取引の際に表示される決済選択ボタンを記述するHTML文の一例である。

【図4】本実施形態において、請求書による振込処理を行うための携帯電話機のハードウェア構成図である。

【図5】請求人から発行された請求書の一例を示す図である。

【図6】携帯電話機のCPUがバーコード読取プログラムを実行することにより実現される各機能部を処理の流れと共に示す図である。

【符号の説明】

【0042】

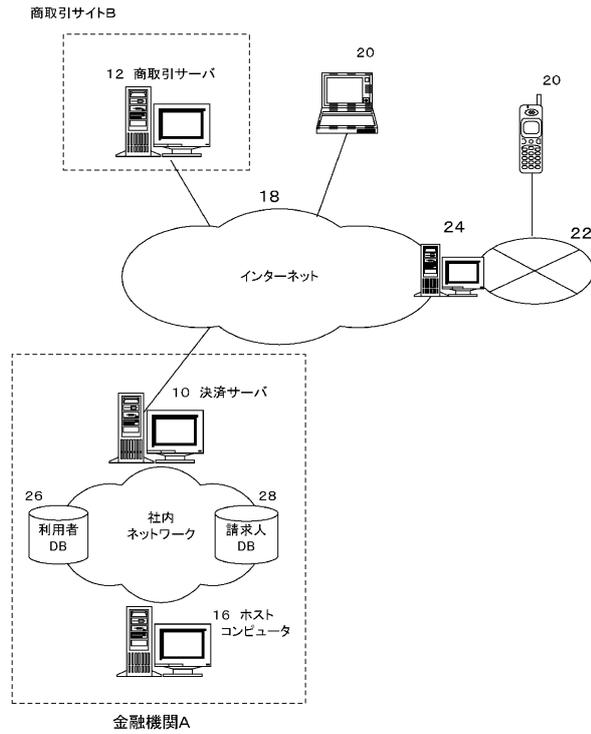
- 10 決済サーバ
- 12 商取引サーバ
- 16 ホストコンピュータ
- 18 インターネット
- 20 利用者端末
- 22 移動体通信網
- 24 ゲートウェイサーバ
- 26 利用者データベース
- 28 請求人データベース
- 30 携帯電話機
- 32 CPU
- 34 メモリ
- 36 ディスプレイ部
- 38 キー入力部
- 40 バーコードスキャナ部
- 42 ネットワーク通信部
- 50 ブラウザプログラム
- 52 バーコード読取プログラム
- 60 請求書
- 62 2次元バーコード
- 70 スキャナ起動部
- 72 データ取得部
- 74 復号部
- 76 ブラウザ起動部

20

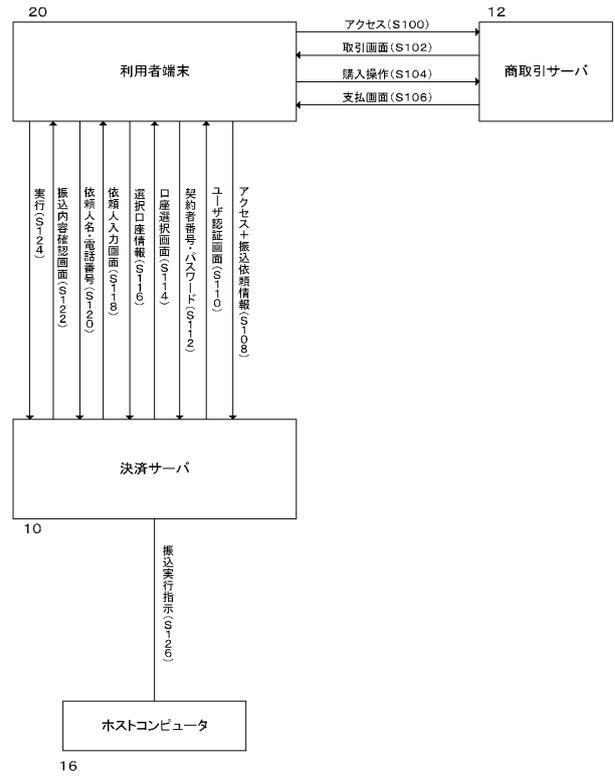
30

40

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

```

<FORM ACTION="https://(決済サーバ10のURL) METHOD="POST">
<INPUT TYPE="submit" VALUE="A銀行">
<INPUT TYPE="hidden" NAME="site_id" VALUE=site_id">
<INPUT TYPE="hidden" NAME="d_id" VALUE=d_id">
<INPUT TYPE="hidden" NAME="price" VALUE=price">
<INPUT TYPE="hidden" NAME="user_id" VALUE=user_id">
</form>

```

【 図 5 】

御請求書

三菱太郎 様

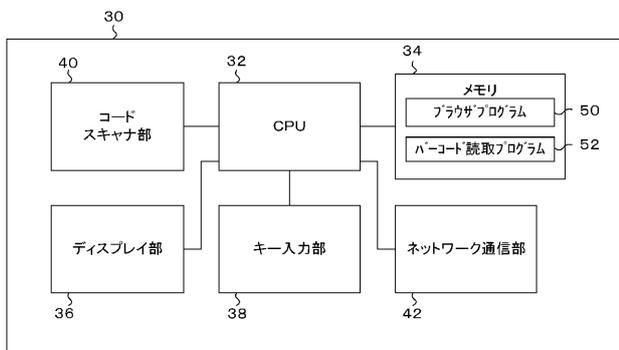
東京都千代田区丸の内〇—〇—〇  
△△株式会社

下記の通りご請求申し上げます。

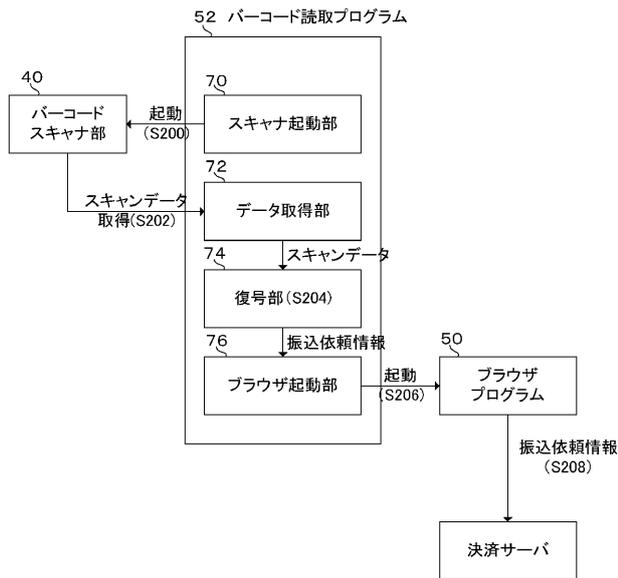
項目	数量	金額
プリンタPX10	1台	¥38,000
消費税		¥1,900
合計		¥39,900



【 図 4 】



【図 6】



## 【手続補正書】

【提出日】平成16年11月10日(2004.11.10)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【請求項1】

支払人から請求人への支払いを行なうための決済方法であって、  
 支払人の情報処理端末が、  
 振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報  
 が符号化されたコードパターンを読み取り、  
 前記読み取ったコードパターンから、前記振込依頼情報を復号し、  
 前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由  
 で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信し、  
 前記決済サーバが、  
前記アクセス要求に応じて前記支払人の本人認証を行い、  
 前記振込依頼情報に基づいて、前記本人認証により識別される支払人の口座から振込先  
 口座への振込処理を実行する、  
 ことを特徴とする決済方法。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【請求項 7】

ネットワーク接続手段と、コードパターンをスキャンするコードスキャナ手段とを有するコンピュータに、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを前記画像読取手段により読み取らせるステップと、

前記コードスキャナ手段によりスキャンされたコードパターンから、前記振込依頼情報を復号するステップと、

前記ネットワーク接続手段により、前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信させるステップと、を実行させるプログラム。

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【請求項 9】

支払人が請求人への支払いを行なうための決済用端末であって、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取る手段と、

前記読み取ったコードパターンから前記振込依頼情報を復号する手段と、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信する手段と、を備えることを特徴とする決済用端末。

## 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0006】

上記の目的を達成するため、本発明は、支払人から請求人への支払いを行なうための決済方法であって、

支払人の情報処理端末が、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取り、

前記読み取ったコードパターンから、前記振込依頼情報を復号し、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信し、

前記決済サーバが、

前記アクセス要求に応じて前記支払人の本人認証を行い、

前記振込依頼情報に基づいて、前記本人認証により識別される支払人の口座から振込先口座への振込処理を実行する、ことを特徴とする。

## 【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0012】

また、本発明に係るコンピュータプログラムは、ネットワーク接続手段と、コードパターンをスキャンするコードスキャナ手段とを有するコンピュータに、

振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情

報が符号化されたコードパターンを前記画像読取手段により読み取らせるステップと、  
前記コードスキャナ手段によりスキャンされたコードパターンから、前記振込依頼情報を復号するステップと、

前記ネットワーク接続手段により、前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信させるステップと、を実行させる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、本発明に係る支払人が請求人への支払いを行なうための決済用端末は、  
振込先を特定するための振込先特定情報、及び、振込金額を少なくとも含む振込依頼情報が符号化されたコードパターンを読み取る手段と、

前記読み取ったコードパターンから前記振込依頼情報を復号する手段と、

前記支払人の口座が存在する金融機関が管理する所定の決済サーバへネットワーク経由で、前記復号した振込依頼情報を付帯したアクセス要求を送信する手段と、を備えることを特徴とする。